

業 務 番 号							
設計年度	令和6年度		橋梁撤去設計業務委託（市道大和町椋梨下線 椋梨下橋）  三原市 大和町椋梨 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px;">起債</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">仕 様 書</span> </div>				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要				起 工 理 由			
椋梨下橋 橋梁撤去設計 N=1 橋 橋梁撤去設計 N=1 橋 歩道詳細設計 L=0.08km							

# 橋梁撤去設計業務委託(市道大和町椋梨下線椋梨下橋)

## 特記仕様書

### 第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は「三原市橋梁個別施設計画(令和5年10月)」に基づき、仕様書に掲げる橋梁の集約に伴う椋梨下橋の撤去設計業務、集約先の歩道詳細設計等を行うものとする。

(業務箇所)

第2条 本業務の箇所については、次のとおりとする。  
市道大和町椋梨下線椋梨下橋 三原市大和町椋梨

(遵守法令等)

第3条 本業務については、次に掲げる各種関係法令及び規程に基づいて行うものとする。

1. 道路法 (昭和27年法律第180号)
2. 河川法 (昭和39年法律第167号)
3. 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
4. 測量法 (昭和24年法律第188号)
5. 広島県公共測量作業規程 (平成20年5月)
6. 測量業務共通仕様書 (令和5年8月) 広島県
7. 地質・土質調査業務共通仕様書 (令和5年8月) 広島県
8. 設計業務共通仕様書 (令和5年8月) 広島県
10. 広島県道路橋の損傷事例と対策工 (案)
11. 土木工事標準積算基準書 (令和5年8月) 広島県
11. その他、本業務に適用する関係法令及び基準

(業務の充足・補完)

第4条 本特記仕様書及は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足及び補完をしなければならない。

### 第2章 業務の概要

(業務の概要)

第5条 本業務の概要については、次のとおりとする。

1. 共通	(1) 打合せ等	1	式
	① 打合せ (初回・中間・成果品納入時)	1	業務
	② 関係機関との協議資料作成 (道路管理者)	1	業務
	③ 関係機関との協議資料作成 (河川管理者)	1	業務
2. 歩道詳細設計	(1) 歩道詳細設計	0.08	km
3. 橋梁撤去設計	(1) 現地踏査	1	式
	① 現地踏査	1	業務
	(2) 上部工撤去設計	1	橋
	① 設計計画	1	橋
	② 施工計画検討	1	橋
	③ 設計図作成	1	橋
	④ 数量計算	1	橋

	⑤ 照査	1	橋
	⑥ 報告書作成	1	橋
	(3) 橋脚撤去設計	1	橋
	① 設計計画	1	橋
	② 施工計画検討	1	橋
	③ 数量計算	1	橋
	④ 照査	1	橋
	⑤ 報告書作成	1	橋
4. 概算工事費算出		1	式

### 第3章 業務の内容

(現地踏査・設計計画)

- 第6条 既存の橋梁、河川、交通状況等の状況を把握するものとする。  
 現地調査による周辺状況、撤去橋梁の構造確認、集約先の橋梁、道路の構造確認、河川状況、河川改良計画、通学路の利用等、設計に必要な項目について調査を行うものとする。  
 上記により、本業務の実施計画の立案を行うものとする。

(施工計画検討)

- 第7条 現地踏査の結果を基に、撤去条件等を整理して、上部工及び橋脚撤去の施工計画を検討する。  
 また、必要に応じて、撤去に伴い周辺に対する環境（騒音・振動）について予測検討を行い、撤去工事に使用する機械等の環境対策を検討する（検討した場合は変更対象とする）。

(設計図作成、数量計算)

- 第8条 道路利用者や河川管理者等の制約条件を踏まえ、工事発注及び積算に必要な解体図（ブロック割りを含む）、仮設図、重機設置位置図等の設計図及び数量計算書を作成する。

(概算工事費)

- 第9条 土木工事標準積算基準書（広島県）を基に、概算工事費の算定を行う。なお、見積もり収集及び整理を含むものとする。

(照査)

- 第10条 成果における照査を次のとおり行うものとする。

(1) 基本条件

基本条件の決定に際し、現況の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかどうかの確認を行う。

(2) 設計条件等

設計図を基に、位置、取り合い（現況構造物）及び構造物の整合が適切に設置されているかどうか、また、物理的及び合理的に施工が可能か、施工方法に統一性があるかについて照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

(3) 設計方針

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(4) 設計図

設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(報告書作成)

- 第11条 成果のとりまとめを行い報告書の作成をするものとする。

(歩道詳細設計)

- 第12条 椋梨下橋の撤去に伴い、集約先の椋梨橋の歩道の設計を行う予定である。歩道の形状については、関係機関と協議の上、決定するものとする。

## 第4章 成果品等

(成果品)

- 第13条 本業務における成果品の納入は次のとおりと部数は正本1部副本1部とし、成果品の内容については、「設計業務等共通仕様書（令和5年8月）広島県」に準ずるものとし、次のとおりとする。
- なお、上記によりがたい場合については、発注者と協議を行うものとする。
- また、図面縮尺については発注者と協議を行うものとする。

(磁気媒体による納品)

- 第14条 業務成果品は、電子媒体（CD-R）によりデータを記憶保存するとともに成果品の副本として1部納入するものとする。
- この場合図面については、電子図化方式（CAD）により作図された図面については、ファイル形式標準SFC若しくはdwg形式によるCADデータとして記憶するものとする。
- また、撮影写真における画像データのファイル形式について、JPEG形式(joint photographic expert group) 解像度400dpi以上として記憶するものとする。
- その他、計算書等の成果品におけるファイル形式については原則マイクロソフトエクセルとし、特殊マクロ（プログラム）は使用しないものとする。
- ただし、特段の条件がある場合については別途発注者と協議を行うものとする。

(製図面の正本)

- 第15条 本業務における成果図面については、JIS（日本工業規格）A列4番（見開きA列3番）による縮図冊子を正副それぞれ2部納品するものとする。

## 第5章 管理技術者及び照査技術者

(管理技術者及び照査技術者の選任)

- 第16条 1 受注者は、適格な管理技術者及び照査技術者を配置すること。
- 2 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。
- (1)業務分野別金額が2、500万円以上の業務分野の管理技術者は、専任で配置することとする。
- (2)業務分野別金額が500万円以上2、500万円未満の業務分野の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野の管理技術者を兼務してはならない。
- (3)当該業務分野の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務してはならない。
- 3 照査技術者（測量業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）は、業務の照査にあたり、設計・測量チェックマニュアル（平成13年4月 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室）により実施すること。

## 第6章 道路使用等

(道路使用等)

- 第17条 本業務における調査業務において、道路を使用し、又は、道路に規制を生じさせて調査を行う場合については、道路法及び道路交通法に基づき道路管理者及び交通管理者へ道路の使用に伴う許可の申請をしなければならない。

(業務カルテの登録)

第18条 本業務において受託者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、総括監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに公衆電話回線を通じたオンラインにより登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

提出期限は次のとおりである。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 完成時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

(3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更が合った場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

なお、受注額により手続きの必要を要しない場合はこの条項は削除するものとする。

## 第7章 業務打合せ協議等

（業務打合せ）

第19条 本業務において、設計業務打合せにおける初回、中間、成果品納入時の打ち合わせを見込んでいる。

（関係機関との協議資料作成）

第20条 広島県管理河川（水系河川）区域内に設置されている橋梁について河川法第26条に基づく協議図書の作成を行うものとする。また、歩道設計については、道路法第24条に基づく協議図書の作成を行うものとする。

なお、協議図書の作成については、河川管理者及び道路管理者との協議における指示によるものとする。

（貸与資料）

第21条 本業務に必要な貸与資料は下記のとおりである。

(1) 橋梁一般図及び構造図（過去の補修図面）

(2) 撤去設計に必要な測量成果（広島県が実施済みの地形図、基準点等）

## 第8章 著作権等

（著作権等）

第22条 本業務における成果品の著作権はすべて三原市に帰属するものとし、本業務で知り得た情報、成果品に係る情報を請負者は一切第三者に対し漏洩、流用、転用等の行為をしてはならない。

ただし、発注者の同意を得た場合についてはこの限りではない。

# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
設計業務費					
設計業務等標準歩掛		式		1	レベル1
共通		式		1	レベル2
打合せ等		式		1	レベル3
打合せ等		式		1	レベル4
歩道詳細設計		式		1	レベル2
歩道詳細設計		式		1	レベル3
歩道詳細設計		式		1	レベル4
橋梁設計		式		1	レベル2
橋梁撤去設計		式		1	レベル3
現地踏査		式		1	レベル4
上部工撤去設計		橋		1	レベル4
橋脚撤去設計		橋		1	レベル4
概算工事費算出		式		1	レベル4
**直接人件費**					
直接経費					

## 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
旅費交通費		式		1	レベル2
旅費交通費		式		1	レベル3
旅費交通費		式		1	レベル4
電子成果品作成費		式		1	レベル2
電子成果品作成費		式		1	レベル3
電子成果品作成費		式		1	レベル4
**直接原価**					
その他原価					
**間接原価**					
**業務原価**					
一般管理費等					
**業務価格**					
消費税等相当額					
**業務委託料**					
消費税相当額計					
業務費計					

# 参 考 資 料

— 橋梁撤去設計業務委託（市道大和町棕梨下線 棕梨下橋） —



# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 48 三原市(大和) 00-06.05.01(0)		凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
共通	1	式			Y2C0201 レベル2
打合せ等	1	式			Y2C020101 レベル3
打合せ等	1	式			Y2C02010101 レベル4
打合せ 設計業務	1	業務			SA010100010 00 単第0 -0001 表
関係機関との協議資料作成 道路管理者	1	業務			V000007100 00 単第0 -0002 表
関係機関との協議資料作成 河川管理者	1	業務			V000007200 00 単第0 -0003 表
歩道詳細設計	1	式			Y2C0205 レベル2

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
歩道詳細設計	1	式			Y2C020501 レベル3
歩道詳細設計	1	式			Y2C02050101 レベル4
歩道詳細設計	0.08	km			SA050300010 00 単第0 -0004 表
橋梁設計	1	式			Y2C0208 レベル2
橋梁撤去設計	1	式			Y2C020801 レベル3
現地踏査	1	式			Y2C02080104 レベル4
現地踏査 橋長100m未満	1	業務			V000000100 00 単第0 -0016 表
上部工撤去設計	1	橋			Y2C02080104 レベル4
上部工撤去設計 支間長15m未満	1	橋			V000001200 00 単第0 -0017 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
橋脚撤去設計	1	橋			Y2C02080104レベル4
橋脚撤去設計 コンクリート橋脚	1	橋			V000003600 00  単第0 -0024 表
概算工事費算出	1	式			Y2C02080104レベル4
概算工事費算出	1	式			V000006000 00  単第0 -0030 表
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101レベル4

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0031 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計，予備設計及び詳細設計					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0032 表
** 直接原価 **					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					











# 施工単価表

歩道詳細設計

SA050300010

単第0 -0004 表

頁0 -0010

1 km 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
設計計画	1	km			単第0-0005 表
現地踏査	1	km			単第0-0006 表
平面設計	1	km			単第0-0007 表
縦断設計	1	km			単第0-0008 表
横断設計	1	km			単第0-0009 表
小構造物設計	1	km			単第0-0010 表
用排水設計	1	km			単第0-0011 表
設計図	1	km			単第0-0012 表
数量計算	1	km			単第0-0013 表
照査	1	km			単第0-0014 表
報告書作成	1	km			単第0-0015 表
*** 単位当たり ***	1	km			























































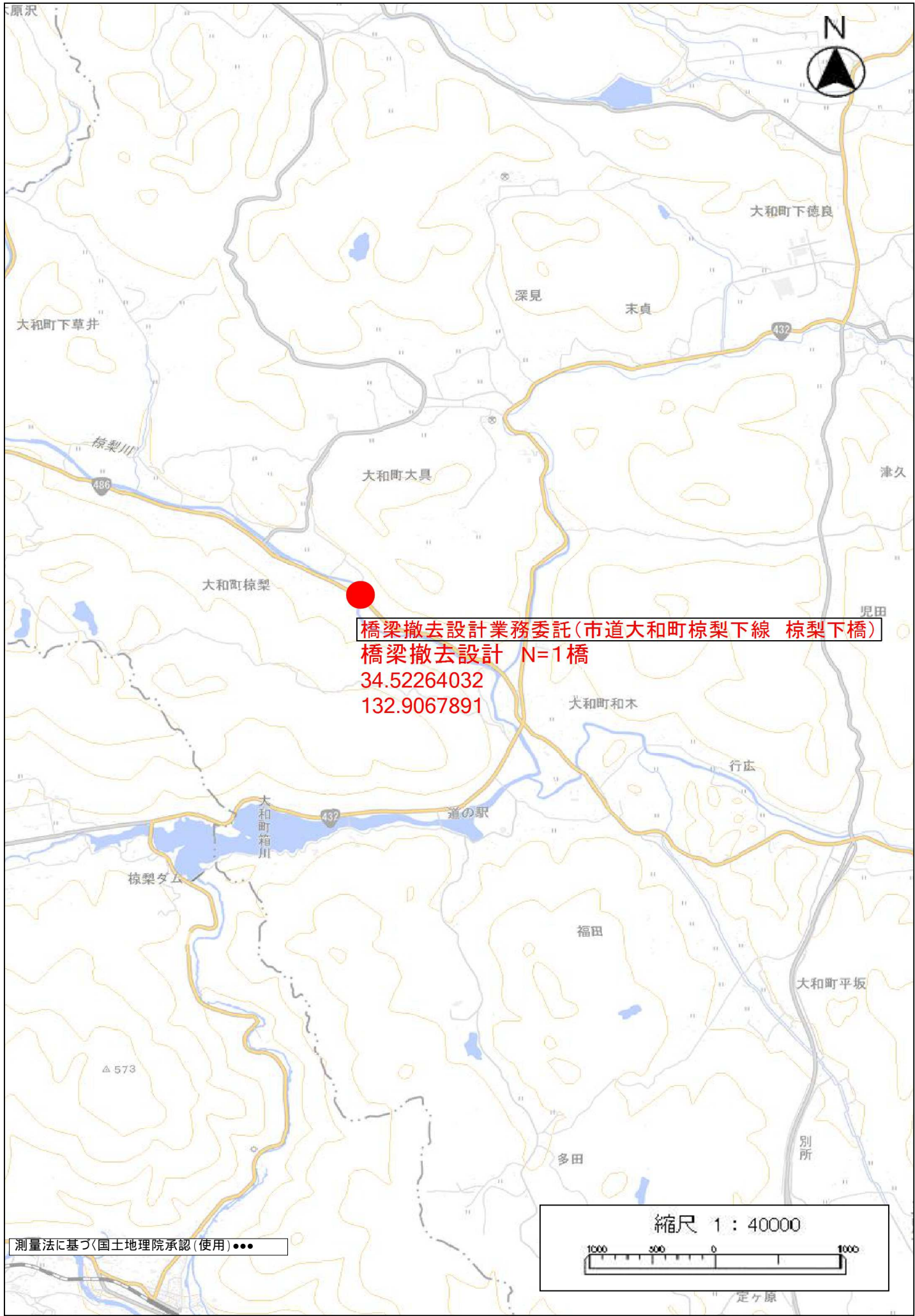












橋梁撤去設計業務委託(市道大和町椋梨下線 椋梨下橋)  
橋梁撤去設計 N=1橋  
34.52264032  
132.9067891

測量法に基づく国土地理院承認(使用)●●●



定ヶ原